

管理運営規程

東京都立墨田特別支援学校管理運営規程

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立墨田特別支援学校(以下「本校」という。)の管理運営に関し、必要な基本事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督し、及び必要に応じ児童・生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童・生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督する。

第6 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭及び主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的な役割

第7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第8 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。

1 部

教務部、研究部、情報教育部、支援部、生活指導部、進路指導部、保健給食部及びスクールバス部を置く。なお、各部の分掌内容は別表1のとおりとする。

2 学部・・・小学部、中学部及び高等部を置く。

3 教科、領域、各教科等を合わせた指導

国語、算数・数学、音楽、図画工作・美術、体育・保健体育、職業、家庭、外国語(英語)、情報、特別の教科道徳、日本の伝統・文化、特別活動、自立活動、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習、社会性の学習、総合的な学習の時間、及び総合的な探究の時間

4 企画調整会議

5 職員会議

6 委員会

学校開放事業運営委員会、学校給食運営委員会、学校安全・防災委員会、ホームページ管理運営委員会、学校安全衛生委員会、学校保健委員会、セクハラ・パワハラ防止委員会、いじめ対策・学校サポートチーム運営委員会、防災教育推進委員会、アレルギー対応委員会、医療的ケア安全委員会、図書委員会、運動会委員会、体育祭委員会、文化祭委員会及び仮設新校移転プロジェクトチームを置く。なお、各委員会の分掌内容は別表2のとおりとする。

7 学校運営連絡協議会

8 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

9 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

10 その他

校長が必要と認めた時は、その他の分掌組織を置くことができる。

第9 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第10 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、学部会及び各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各学部主任、教務主任、生活指導主任、進路指導部主任、支援部主任、及び養護教諭とする。ただし、必要に応じて各主任等関係者を出席させることができる。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として毎週一回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

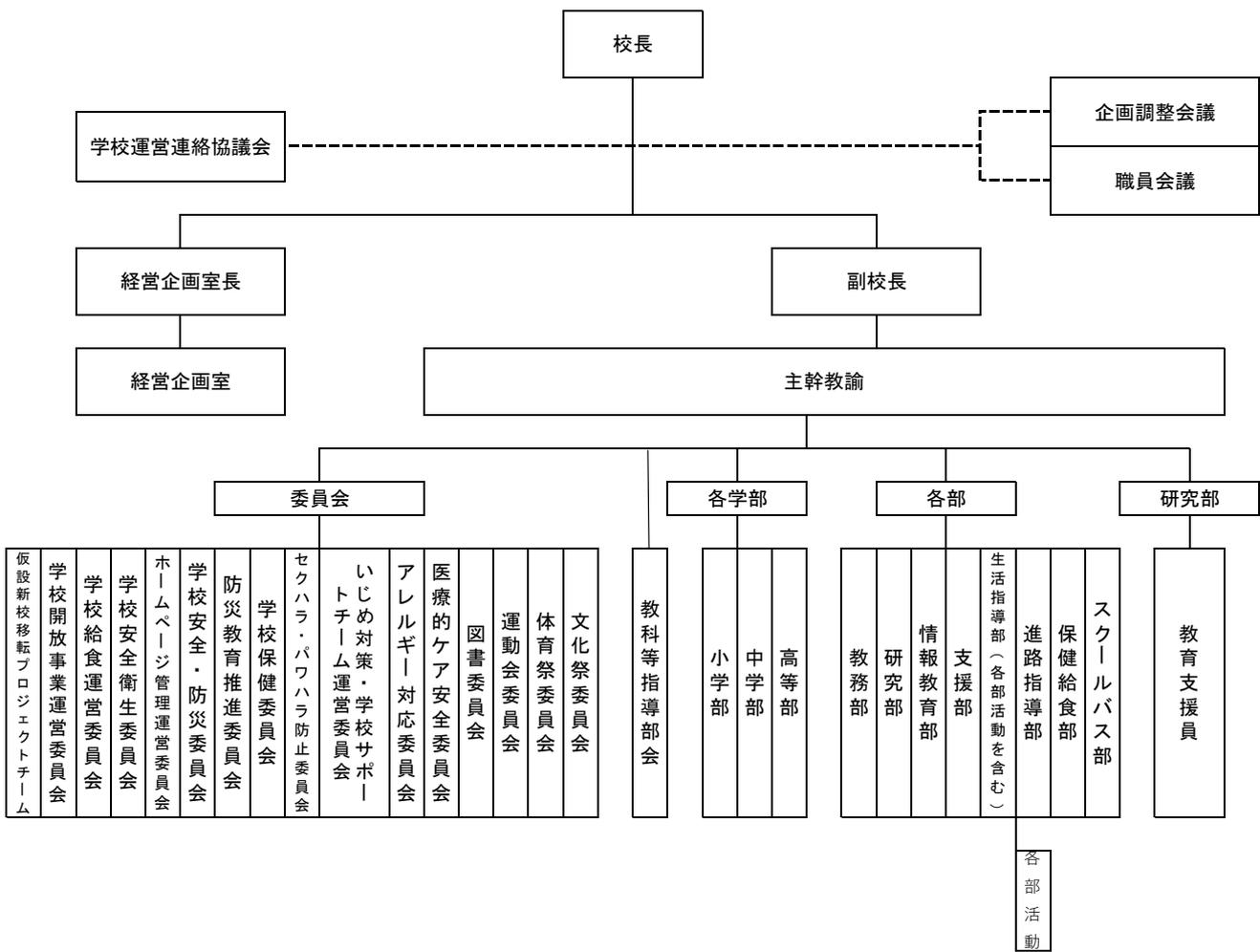
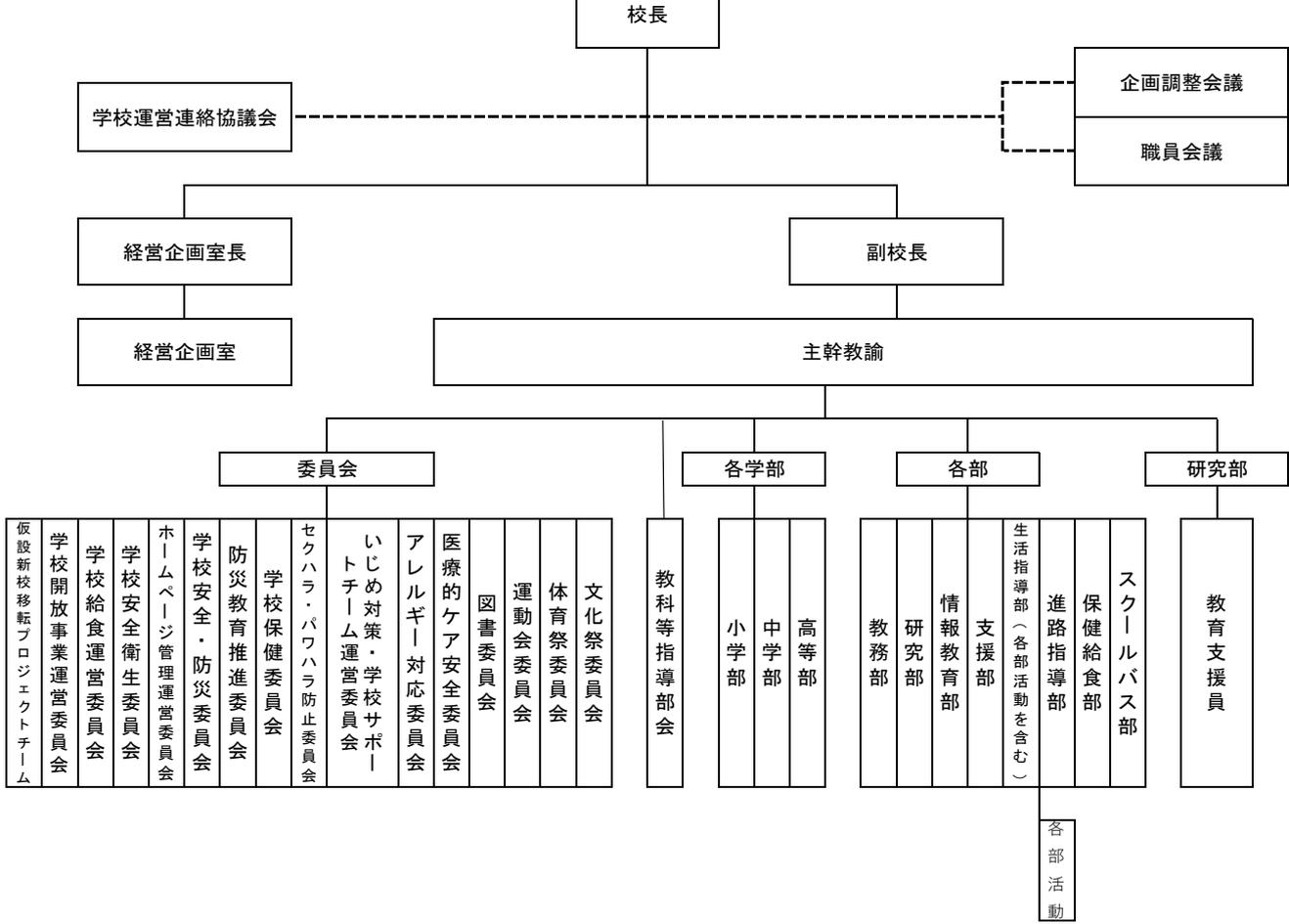
6 その他、必要な事項は校長が定める。

第11 職員会議

1 目的

職員会議は校長の補助機関として次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。



第13 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第14 予算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係わる規程」に基づき、適正かつ効果的な運営を図る。

第15 校内規程

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第16 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附則

この規程は、平成11年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成27年4月1日から施行する

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

○ 校務分掌

別表 1

教務部	教育課程の作成・進行管理、行事及び諸会議の予定作成及び連絡・調整、学校要覧作成、儀式的行事及び全校集会の企画・立案・調整、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項、若手教員の育成に関すること等
研究部	校内研修計画の企画・立案、研究資料の収集・保管、研究紀要の編集・発行等、公開研究会の企画・運営、外部専門員に関すること
情報教育部	情報教育機器等の管理、教育的利用の推進、HPの更新、教員向け研修企画・立案
支援部	学校公開に関すること、入学相談に関すること、交流教育の推進、特別支援教育に関する地域支援、教育相談に関する業務、学校生活支援ファイル、スマイルクラブ窓口等
生活指導部	生活指導全般、防災対策、長期休業中の指導、迷子・行方不明の搜索・対応、各部活動等
進路指導部	進路相談、関係機関との連絡・調整、進路先及び実習先の開拓、アフターケア等
保健給食部	給食指導、保健指導に関する企画・立案、養護教諭・栄養士との連携等
スクールバス部	スクールバスの運行計画及びコース図の作成、安全運行に関する企画・運営等、乗務員連絡会及びの企画・立案等、S Bに関する保護者への対応の窓口業務

○ 委員会等

別表 2

学校開放事業運営委員会	学校開放事業の企画・運営、関係機関との連絡・調整等
学校給食運営委員会	学校給食に関する企画・立案、試食会の企画・立案等
学校安全・防災委員会	学校安全に関する企画・立案、特別災害対策、関係機関との連絡・調整等
ホームページ管理運営委員会	学校ホームページの作成に関する管理運営等
学校安全衛生委員会	教職員の健康・安全の維持・増進、職場環境の整備等
学校保健委員会	学校保健全般に関する企画・立案、伝染病、食中毒の予防・対応等
セクハラ・パワハラ防止委員会	セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止に関する情報収集及び対策協議等
いじめ対策・学校サポートチーム運営委員会	いじめ及び児童・生徒の問題行動等の未然防止及び早期発見と重大事態対策と防止のための調査・検討
防災教育推進委員会	地域と連携した防災教育のあり方及び防災教育の推進にかかわる事項の検討等
アレルギー対応委員会	食物アレルギー対応に関する企画・立案、情報共有及び組織体制の整備等
医療的ケア安全委員会	医療的ケアに関する企画・立案、情報共有及び組織体制の整備等
図書委員会	学校図書の管理及び読書活動の推進等
運動会委員会	運動会（小・中学部）の企画・運営、校内の連絡・調整、予算請求等
体育祭委員会	体育祭（高等部）の企画・運営、校内の連絡・調整、予算請求等
文化祭委員会	文化祭の企画・運営、校内の連絡・調整、予算請求等
仮設新校移転プロジェクトチーム	仮設校舎工事業者との連絡・調整、仮設校舎への移転計画・移転作業指揮 墨田地区第二特別支援学校（仮称）及び高等部単独校に向けた検討・計画